

海業取組促進業務委託仕様書

1 業務委託名

海業取組促進業務委託

2 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務目的

南知多町内に立地する豊浜漁港は、船びき網、小型底びき網及びのり養殖を基幹として古くから漁業の本拠地として栄えてきたところであり、現在も水産物取扱量は県内第1位である。

漁港内には、平成3年の全国豊かな海づくり大会の開催会場の石之浦地区という埋立地があり、平成8年に愛知県が「豊浜漁港土地利用構想」を策定し、平成10年には土地利用計画が見直され、フィッシャーマンズワープや海釣り公園、駐車場、緑地等の諸施設に関する基本計画が策定されたが、計画の一部である釣り栈橋及び緑地の一部の整備にとどまり、この地の有効活用が課題となっている。

これまでも石之浦地区用地の有効活用を目指した検討が進められてきたところであり、産地直売施設、レストラン、BBQ 施設、緑地・広場等の整備により、観光客の誘致、漁村の賑わい創出、雇用創出による町内在住若年層の人口流出問題の解消、さらには当該整備を中核とした南知多エリア全体の活性化を目指すことが構想されてきた。

一方、漁港エリアを有効活用して地域の活性化を目指す取組が「海業」として位置づけられ、政策的な支援が進展し、全国でも取り組みが活発化してきている。

南知多町でも、これまでの検討成果を「海業」の取組として位置づけ、具体化を図る動きを開始しており、令和6年12月、令和7年4月の2回にわたり南知多町、豊浜漁業協同組合、あいち知多農業協同組合、民間業者等を構成員とする「南知多町豊浜石之浦地区未来会議」（以下、「未来会議」と称する。）を設置して海業実施のための協議、情報共有等を行ってきたところである。

以上の経過を踏まえ、本業務では、未来会議での協議結果や示された構想をベースとして、その実現に向けた基礎調査（マーケティング調査等）を行い、より具体的な事業実施の実現性及び事業効果等を検討し、海業実施計画としてとりまとめ、策定することを目的とする。

なお、施設整備の事業実施主体等については別途検討を行い、上記会議を軸にして、組織化を進めていく予定である。

4 業務内容

（１）海業検討ワーキンググループの運営支援

未来会議の下部組織として、海業実施計画を検討するワーキンググループを設置し、運営支援を行う。ワーキンググループは４回の開催を予定し、そこでの検討成果について未来会議に報告することとする。

（２）豊浜漁港石之浦地区における海業検討基礎調査

これまで協議・検討されてきた構想について、具体的な海業実施計画として取りまとめるため、必要な基礎情報を収集するための以下の調査を実施する。

- ①石之浦地区の誘客可能性検討（市場調査）
- ②活用可能な地域資源の把握・整理
- ③南知多町周辺での競合事業・施設等の把握
- ④産直拠点施設他、取組可能な事業の抽出

（３）先進地視察調査の実施支援

豊浜漁港石之浦地区における海業実施計画の検討に資する先進事例について、ワーキンググループ構成員とともに現地調査を実施する。

（４）海業実施計画の検討・策定支援

調査結果及び先進地視察調査結果等をもとに、漁港管理者である愛知県と連携して、海業への取組内容等を具体化し実施計画として取りまとめる。なお、海業の取組内容の検討と併せ、その実現に必要な場合には漁港施設等活用推進事業の導入も検討する。

- ①産直拠点施設を中核とした全体構想の検討
- ②産直拠点施設の整備・運営方法の検討
- ③関連事業の概要検討
- ④漁港施設等活用事業の検討（事業導入の必要性も含めて）

（５）収支シミュレーションの実施

豊浜漁港石之浦地区における海業の取組の中核となる産直拠点施設について、その運営にかかる事業収支のシミュレーションを実施し、当該事業の持続的な運営条件の検証を行うものとする。

（６）施設整備にかかる財源の検討

中核となる産直拠点施設を中心に、施設整備等に活用可能な補助事業等の検討を行うものとする。

（７）成果報告書の提出

本業務の成果物として、下記を提出する。

- ①報告書に係る電子データ 1式
- ②A4版簡易製本 2部（ファイル綴じ等）

5 納入場所

南知多町建設経済部産業振興課

6 貸与資料

委託者は、契約後に受託者が必要とし、委託者が提供可能な資料について貸与するものとする。

7 その他業務上の留意事項

- （1）受託者は、業務遂行にあたり委託者と協議し、適時、連絡調整すること。
- （2）本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、委託者と受託者が誠意をもって協議し解決すること。
- （3）業務委託により得られた成果品に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （4）業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても業務委託期間中、又は業務委託期間終了後において第三者に漏らしてはならない。

8 問い合わせ先

愛知県知多郡南知多町 産業振興課 農業水産グループ

電話 0569-65-0711（代表） 内線 251

FAX 0569-65-0694

メールアドレス nousui@town.minamichita.lg.jp